

行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の趣旨・策定体制等

1 計画策定の趣旨

今回策定する「第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「第6期計画」のこれまでの取り組みを見直すとともに、新たな計画として策定します。

本計画は、市の高齢者保健福祉に関する総合的な計画として、

- ①高齢化に伴う諸課題に対応するための市としての基本的政策目標を設定すること
 - ②設定した基本的政策目標の実現のために取り組むべき施策を明らかにすること
- などを目的として策定するものです。

2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき計画するもので、この計画は、相互に密接な関連があり、その内容も重複する事項が多いことから、一体の計画として策定するものです。

(2) 計画の期間

第7期の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年です。

第7期以降の計画は、団塊の世代が75歳になる平成37年（2025年）に向け、第6期で開始した地域包括ケアの充実のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していくものです。平成37年（2025年）までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとなります。

3 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表からなる「行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」により協議、検討を行い策定します。

(2) 市民の意見反映

計画の策定にあたっては、市民の皆様の意見を反映させるために、計画策定委員会の設置のほかに、要支援・要介護認定者や一般高齢者などに対する実態調査、パブリックコメントを実施し、多くの市民の意見の把握に努めます。

4 策定委員会の役割

本計画の策定に当たっては、平成 27 年 3 月に策定した「行田市高齢者いきいき安心元気プラン(第 6 期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」を踏まえながら、策定委員会において次の各項目について検討を行っていただきます。

①第 7 期計画にふさわしい「政策目標」を明確にする

今後の行田市の高齢者保健福祉政策を推進するための目標（基本理念）について検討いただきます。

②「政策目標」を実現するために必要な具体的な施策を定める

(1) で検討した目標（基本理念）を実現するための具体的な施策や事業について検討いただきます。

③第 6 期計画に掲載された事業の到達点や効果を把握し、今後の事業量等を定める

国において定められている手順により算出した推計結果をもとに、今後の具体的達成目標としての事業量等を検討いただきます。

④第 7 期計画期間内の第 1 号被保険者の保険料を定める

国において定められている推計手順により算出した結果について検討いただき、調整を図ります。

⑤計画策定に被保険者等住民の意見を反映させる

策定委員会は、被保険者等住民の意見が反映された計画となるよう、検討を行います。